

資金決済法に基づく表示

1 発行者の名称

名寄商工会議所

2 前払式支払手段の支払可能額

カードへの入金は1,000円単位で45,000円を上限とする。累積保有限度額は100,000円とする。よって前払式支払手段の支払可能額は100,000円を上限とする。

3 有効期限

最終利用日（残高照会・チャージ・支払い）から3年までとする。有効期限以降のYorocaは無効となる。現金の払戻しも行わないものとする。

4 Yoroca 電子マネー残高（未使用残高）の確認方法

電子マネー残高は、加盟店アプリ、Yoroca 利用時のレシート及びパソコン、スマートフォンからインターネットを通じて照会できるものとする。

5 苦情処理に関する措置

名寄商工会議所は、前払式支払手段の発行者であり、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の受付窓口である。受け付けた苦情には適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じる。その為に、別途「苦情処理体制に関する内部規程」を制定する。

【苦情対応窓口】

- (1) 窓口 : 名寄商工会議所
- (2) 住所 : 〒096-0001
北海道名寄市東1条南7丁目1番地10
- (3) TEL : (代表)01654-3-3155
- (4) 受付時間 : 平日 午前9時～午後5時

6 使用できる施設又は場所の範囲

Yoroca 加盟店の表示がある店舗（事業者）とする。詳しくはホームページの加盟店一覧を参照とする。

7 利用上の注意

詳しくはホームページの「名寄市電子マネー「Yoroca」利用規約」を参照とする。

8 発行カード



Yorocaカードご利用のご案内

- 「Yoroca」は、ご本人様のみが利用できるポイント機能が組み込まれた電子マネーカードです。
- Yorocaの利用には、規約の承認が必要です。詳細はホームページのご利用規約をご参照ください。
- 本カードは、Yoroca加盟店の表示がある店舗（事業者）でのお支払いにご利用いただけます。
- 入金は1,000円単位、1回の入金上限額は45,000円、蓄積できる上限額は100,000円です。
- 本カードの残高及び有効期限は、明細に記載される他、加盟店、インターネットでも確認できます。
- 入金済みの電子マネー残高は、換金及び払い戻しはできません。
- 本カードの有効期限は最終利用日（残高照会・チャージ・支払い）から3年となります。
- カードを折り曲げたり、QRコードに傷を付けたりしないでください。QRコードが読み取れなくなる場合があります。
- 本カードを紛失、盗難、改ざん、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、カード残高の返金または再交付はできません。
- システム障害等により予告なく一時的に本カードが利用できない場合があります。

カード番号 0000 0000 0000 0000 PIN番号 0000

メモ

 **名寄市電子地域通貨 Yoroca** ヨロカ
名寄商工会場所
北海道名寄市東1条南7丁目番地10
TEL.01654-3-3155
(年末年始を除く平日9:00~17:00)

QRコードは(株)アンバーウェブの登録商標です。

※ デザインが変更になる場合があります

9 その他

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等により資産保全することが義務づけられている。

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができる。

利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償は、「不正取引に対する補償方針」を参照とする。

本所の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金保全契約

本所は次の金融機関等と発行保証金保全契約を締結しています。

- ・北星信用金庫 本店